

【令和6年度 第5回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1. 日時 令和7年3月18日(火) 14:00~14:30

2. 会場 新潟美咲合同庁舎2号館2階 新潟労働局会議室

3. 出席者

公益代表委員 長谷川会長、木南委員、二岸委員

労働者代表委員 遠藤委員、梅野委員、片山委員、田辺委員、櫻井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、池田委員、田中委員

事務局 千葉労働局長、足立労働基準部長、金丸賃金室長、
広瀬賃金室長補佐、佐藤賃金指導官、半田賃金係

4. 議事次第

(1) 特定最低賃金の改正の意向表明等について

(2) その他

5. 資料

配布資料のとおり

6. 議事内容

[事務局] 室長補佐

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第5回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

はじめに、定足数について御報告いたします。本日は、公益代表委員の佐々木会長代理、磯部委員、使用者代表委員の山田委員の3名が所用のため欠席との御報告を頂いております。御出席頂いておりますのは、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計12名の委員の方になります。これは、最低賃金審議会令第5条第2項の要件、委員定数の3分の2以上の出席を満たしていることから、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、本日の審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開することとなっております。傍聴者を公募しましたところ、傍聴の申込みはございませんでした。

よって、本日は傍聴者がおりませんことを御報告いたします。

それでは審議に入ります。以後の進行につきましては、長谷川会長にお願いいたします。

[長谷川会長]

それでは議事に入ります。

議題（１）「特定最低賃金の改正の意向表明等について」、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

意向表明に係る説明の前に、皆様方に御出席頂きました第４回審議会以後に行われました特定最低賃金の改正の結果等について御報告いたします。

お手元の資料 ２ - ２ のリーフレットを御覧下さい。

今年度、特定最低賃金に係る専門部会が設置されたのは「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」のみであり、令和６年１０月９日に第１回目が開催されました。

審議の結果、金額は、改正前の 997 円から 18 円引き上げられて 1,015 円になりました。

この改正された特定最低賃金については、専門部会の第１回目において全会一致となり結審いたしましたので、審議会令第６条５項を適用し、同時に答申が行われました。

その後、異議申出に係る公示を行いました。異議の申出はなく、官報公示を経て 12 月 8 日に改正額の 1,015 円が発効いたしました。

以上をもって同専門部会は任務を終えましたので、最低賃金法第 25 条に基づき設置いたしました同専門部会につきましては、審議会令第 6 条第 7 項の規定に「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とありますので、本審議会において、廃止の御検討をお願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今の報告について、御意見、御質問はありますか。

無いようですので、ただ今の事務局からの報告により、同専門部会がその任務を終了したことを確認しましたので、審議会令第 6 条第 7 項に基づき廃止することといたします。

御異議はございませんか。

[公労使各側委員]

異議なし。

[長谷川会長]

異議が無いようですので、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を廃止することといたします。

引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

特定最低賃金の改正の申出の意向表明について御説明いたします。

次年度、改正の申出を行う予定がある特定最低賃金については、審議会の年間審議スケジュールの調整を図り、円滑な審議を行うとの趣旨から、毎年度末に開催しております本審議会において、意向表明の御確認をしていただいております。

新潟県の特定最低賃金は、電子部品等製造業、各種商品小売業、自動車（新車）等小売業の3業種がありますが、今般、お手元の資料 1のとおり、3業種全てに関して、関係労働組合から改正の申出の意向表明がありましたことを御報告いたします。

事務局からの説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、労働者側委員から意見はございますか。

[労働者側代表委員]

特にございません。

[長谷川会長]

その他に御意見、御質問はありますでしょうか。

それでは御意見等が無いようですので、次の議題に入ります。

議題（2）「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

議題（2）「その他」において、お諮り・御確認いただきたいことが2点ございます。

1点目は、資料 2「令和6年度各種最低賃金周知広報実施状況等」について、2点目は、資料 3「令和7年度新潟地方最低賃金審議会日程(案)」についてです。

まず1点目につきましては、賃金係の半田から御説明いたします。

[事務局] 賃金係

私からは、今年度の新潟県最低賃金及び新潟県特定最低賃金の改正に関する周知広報活

動状況を御説明いたします。

資料 2-1「令和6年度 各種最低賃金周知広報実施状況」を御覧下さい。今年度、実施いたしました最低賃金の周知広報の内容となっております。

項目1「ポスター等による広報」ですが、本省作成版を9月から、新潟労働局作成版を12月から用いて、周知を図りました。県・関係行政機関、市町村、事業者・労働団体、商工団体、関係団体などへの周知のほか、県内教育機関、交通機関、道の駅、日帰り温泉施設、百貨店及び大型商業施設などの各店舗、さらには県立病院、運転免許センターなどの地域機関などにポスター等の掲示依頼を行いました。また、資料に参考写真を添付しておりますが、今年度は新たにJRの県内主要駅14駅、えちごトキめき鉄道管轄4駅及び佐渡汽船新潟港ターミナルに設置されているデジタルサイネージを活用して当局作成版のポスターを1か月間放映することで周知広報の強化を図りました。

項目3「関係団体広報誌への記事掲載による広報」に関し、新潟県並びに県内全ての市町村における広報紙への掲載依頼を行った結果、3年連続100%掲載頂いたことを確認いたしましたので、御報告いたします。

項目2「ポスターデザインコンテスト」ですが、今年度で第20回目の開催となり、新潟県からも御協力を頂いているところです。今年度は、高等学校、専門学校と一般の方から合わせて146作品の応募がありました。最優秀賞、優秀賞、特別賞の各作品は、資料に添付させていただきました。なお、応募のありました全作品につきましては、来年度以降のコンテストへの応募の参考となるよう、新潟労働局ホームページに掲載し、学校などに御案内しております。本コンテストの開催に当たりましては、会長をはじめ、御協力頂きました委員の皆様におかれましては、御多用の中、大変ありがとうございました。

以上、最低賃金の周知広報実施状況についての説明となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、御意見、御質問等はございますか。

[櫻井委員]

私の方から1点、広報の関係で意見を申し上げさせていただきます。

昨今、特に若年層の方におかれては、紙媒体の物、業種によってはあまり見られていないというお話もありますし、広報の関係もデジタル、SNSの方向へシフトしているというお話もあります。予算、人員の都合のこともあるかと思いますが、このような広

報手法も検討していただければと思います。以上でございます。

[長谷川会長]

事務局から何かございますか。

[事務局] 賃金室長

御意見ありがとうございました。

次年度以降の広報に当たり、頂いた御意見を参考にして検討させていただきたいと思
います。

[長谷川会長]

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

他に御意見等がありますか。

[徳武委員]

私の方から、労働局が独自で作成しているポスターのデザインについて、一つ意見を申
し上げさせていただきます。

私ども経営者協会のロビーにもそのポスターを掲示しておりますが、協会に来られた方
から、各種商品小売業のところ、地域別の新潟県最低賃金より低いのですか、と言われる
ことがあります。確かに、各種商品小売業の最低賃金額はそこに書いてある通り 932 円な
のですが、地域別の新潟県最低賃金が 985 円と上回っているので、結果として 985 円が適
用されているわけで、それは 印のところをよく見れば、そのようなことが書いてありま
す。けれども、細かい表示ですし、一般の人から見ると分かりづらい表現で、要らぬ誤解
を招くことはよくないのではないかと思います。次年度は、 印の記載も含めて、分かり
やすい内容にさせていただくよう検討頂ければと思います。以上でございます。

[長谷川会長]

事務局から何かございますか。

[事務局] 賃金室長

御意見ありがとうございました。

作成に当たり、事務局としても悩んだ部分ではございます。

今年度は、送付させていただいておりますポスターの内容で作成させていただきましたが、次年度以降、分かりやすい内容、分かりやすい付記で作成していきたいと思っております。

[長谷川会長]

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

他に御意見等がありますか。

無いようですので、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

それでは、「令和7年度新潟地方最低賃金審議会日程(案)」について御説明させていただきます。資料 3を御覧下さい。

来年度の本審と新潟県最低賃金専門部会の日程案となっております。

開催予定の日付につきましては、新潟県最低賃金を10月1日付けで発効する場合、官報公示予定日から遡り、それ以前に行う答申、異議審の日程なども考慮しますと、答申が8月5日、異議審は8月21日になってきますので、その日付を入れております。

また、今年度は中央最低賃金審議会で審議された目安が7月25日に示されたことを参考に、新潟県最低賃金専門部会の日程を入れております。金額の審議が見込まれます第2回と第3回の間には、空き日を設けています。

以上のような条件から、全体的な日程案作成させていただきました。

なお、中央最低賃金審議会から目安が示される日が未確定ですので、お示した日程案につきましては、今後変更となる可能性もありますことを御承知おき願います。

今回お示した日程案につきましては、次年度改めて示させていただく予定としております。事務局からの説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対して、御意見、御質問はございますか。

無いようですので、以上で予定しておりました議事は全て終了いたしました。

議事進行を事務局へお返しいたします。

[事務局]賃金室長補佐

長谷川会長、ありがとうございました。

それでは、本年度の新潟地方最低賃金審議会は本日が最後の開催となりますので、千葉局長から御挨拶を申し上げます。

千葉局長、お願いいたします。

[事務局] 労働局長

本年度最後の審議会でございますので、私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は年度末のお忙しい中、審議会にお集まり頂きましてありがとうございます。

委員の皆様方には昨年年第1回本審から真摯な御審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

本年度の最低賃金は、物価高騰が生活者の家計を直撃する中、物価高騰に負けない賃金引上げが課題とされ、昨年度より増した過去最高額の目安額が示されたこともあり、社会的に大変注目されておりました。

このような中、本年度の審議会が円滑に運営されましたことは公労使各委員の皆様方の御尽力によるものと思っております。改めて感謝申し上げます。

今後、労働行政といたしましては、昨年11月に示されました「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づきまして、生産性向上に取り組む中小企業、小規模事業所への細やかな支援等、賃金を引上げしやすい環境整備に取り組んでまいりますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

[事務局] 賃金室長補佐

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第5回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございました。